

PRESS RELEASE

市政記者各位

学校施設開放事業における 校庭及び体育館等屋内施設の使用再開について

学校施設開放事業（事前登録している団体が校庭等を使用できる事業）における市立学校の校庭及び体育館等屋内施設の使用については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により中止しておりましたが、感染予防対策を徹底したうえで、以下のとおり使用再開することといたしましたので、お知らせいたします。

- 1 対象施設
学校施設開放事業を実施している福岡市立学校の校庭・体育館等屋内施設
- 2 使用再開日
【校庭】
令和2年6月22日（月）
【体育館等屋内施設】
令和2年7月1日（水）
- 3 感染予防対策の徹底について
登校する児童生徒が安全に学校施設を使用できるよう、また学校教育に支障が生じないように施設の消毒などを徹底するほか、使用者においても以下のような感染予防対策を行うよう協力を依頼します。

（主な感染予防対策）

競技を行っていないときのマスク着用、使用前と使用後の用具の消毒、参加者の体調管理の徹底、手洗いや手指の消毒の徹底 など

〈問い合わせ先〉

教育委員会 教育環境課

担当：中松

電話：711-4378(内3554)